

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に係る御意見の募集について寄せられた御意見
について

令和3年9月27日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に係る御意見の募集について、令和3年6月25日から同年7月24日まで、ホームページを通じて御意見を募集したところです。その結果、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。
今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○ 通算加入者等期間を有しない者が老齢給付金を請求できる日の起算日について、法で定められている「企業型年金加入者となった日」に加え、本改正により、「企業型年金加入者であった者が60歳に達した日のいずれか遅い日」が追加されることとなるが、具体的にどのような事例を想定されているのか。</p>	<p>○ 「企業型年金加入者であった者が60歳に達した日」を起算日とするべき事例として、例えば以下のような事例が想定されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 55歳で企業型DCと個人型DCに加入 2 56歳で企業型DCと個人型DCの資格を喪失 3 56歳で個人型DCの個人別管理資産に関して脱退一時金を請求（確定拠出年金法附則第3条） <p>⇒ 脱退一時金の支給は個人型DCの個人別管理資産を基に行われるため、企業型DCの個人別管理資産は額が引き続き残っていることとなりますが、脱退一時金の支給により当該者の通算加入者等期間は0となります（確定拠出年金法附則第3条第5項）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 60歳到達時に、当該者は企業型DCの通算加入者等期間を有しないが、「企業型年金加入者となった日」を確認すると1の55歳時点となります。 <p>(※) 通算加入者等期間とは、60歳前における企業型年金加入者等である期間が算定されます。（確定拠出年金法第33条第1項）</p>
<p>○ 受給開始年齢の選択肢が上に延びたのに、通知を行う加入者の年齢範囲を下に広げる理由は何か。</p>	<p>○ 現在、企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。）、企業型年金加入者等であった者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者が、46歳以降に退職手当等（※）を受給した場合には、事業主又は本人から企業型記録関連運営管理機関又は個人型記録関連運営管理機関に対して、退職手当等の種類・支払年月日・退職所得控除額・勤続期間を通知し、企業型記録関連運営管理機関又は個人型記録関連運営管理機関においてこれらの記</p>

録を保管することとされています。

(※) 所得税法第 30 条第 1 項に規定する退職手当等 (同法第 31 条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。) をいう。

○ 現行、企業型 DC の老齢給付金の受給開始時期の選択肢は「60 歳～70 歳」とされていますが、今般の法改正により、企業型 DC の老齢給付金の受給開始時期の選択肢が「60 歳～75 歳」に拡大することに伴い、所得税法施行令が改正され、企業型 DC の老齢給付金を一時金として受給し退職所得控除の適用を受ける場合に通算すべき退職手当等の期間を「前年以前 14 年内」から「前年以前 19 年内」に改正されることから、退職手当等の受給の通知についても、現行の「46 歳以降」から「41 歳以降」にすることとします。

○ なお、このような取扱いとしている趣旨は、46 歳以降 (令和 4 年 4 月 1 日からは 41 歳) に退職手当等を受給した場合には企業型記録関連運営管理機関又は個人型記録関連運営管理機関に通知させ、企業型記録関連運営管理機関又は個人型記録関連運営管理機関においても退職所得控除額の調整で勘案する必要のある過去 14 年内 (令和 4 年 4 月 1 日からは過去 19 年内) に支払われた退職手当等を把握しておくことで、企業型 DC の老齢給付金の請求があった際に、過去に受給した退職手当等が適切に申告されているかを確認できるようにするためです。